クリエイター創作活動支援事業企画運営業務受託候補者　募集要領

１　委託業務の名称

クリエイター創作活動支援事業企画運営業務

２　委託契約内容

(1)　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

(2)　委託金額

２，９００，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3)　委託内容

別添１仕様書のとおり

３　参加資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること

（１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。

ア　代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

ウ　引き続き１年以上営業を行っていること。

エ　法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ　京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ　京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（２）本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

（３）本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

（４）本委託業務を実施するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

（５）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。

（６）国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア　共同事業体の全ての構成員は、上記（１）～（６）の要件を満たすこと。

イ　共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ　共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ　共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本公募に応募していないこと。

４　提出書類

（１）参加表明書　様式１

（２）直近の決算書

（３）企画提案書（任意様式）

（４）会社概要（会社案内等）

（５）見積書（任意様式）

※　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類をメールで提出すること。

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

・印鑑証明書

・納税証明書（国税及び京都市税（本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体が発行する証明書））

・誓約書　様式２

・調査同意書　様式３

（６）類似業務受託実績調書

・類似業務委託実績（過去１年以内）　様式４

・その他、特に本事業の品質向上に寄与すると思われる実績等（任意提出）

５　提出書類の提出方法

（１）提出方法

以下の「（３）　提出場所」に記載のメールアドレスにデータを送付

（２）提出受付期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

（３）提出場所

〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室　担当:宮下

Mail: contents-sangyo@city.kyoto.lg.jp Tel :075-222-3306

６　企画提案に関する質問

（１）受付期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１１日（水）午後５時まで

※期限後の質問は、一切受け付けません。

（２）質問方法

電子メールにより、メール件名に「クリエイター創作活動支援事業企画運営業務に係る質問」とし、メール本文に質問事項を簡潔に記すこと。

（３）受付先メールアドレス

contents-sangyo@city.kyoto.lg.jp

（４）回答予定日及び方法

令和８年１１月１３日（金）正午

質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のページ上に掲載する。

７　提案の審査・選定等

（１）受託候補者の決定

クリエイター創作活動支援事業企画運営業務受託候補者選定会議が、別添２「評価基準」に基づいて行い、合計点が６０点以上の者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

（２）選定結果の通知

令和８年１１月３０日（月）以降に審査結果を通知する（様式５または様式６）。

また、受託候補者の選定後、参加した事業者、評価点、契約の相手方を選定した理由について京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に公開する。

（３）審査後の手続き

選定した受託候補者との契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、仕様書や企画提案書の内容を一部修正する場合がある。

８　留意事項

（１）失格となる参加表明書及び企画提案書

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの

イ　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ　虚偽の内容が記載されているもの

（２）その他

ア　すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

イ　提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。

ウ　提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。